

消費税法 解答速報

第 70 回税理士試験 消費税法解答速報（令和 2 年 8 月 21 日 現在）

解答は、弊社独自の見解に基づき作成するもので、主催者の解答を保証するものではありません。
また、解答は予告なく変更することがあります。

〔第一問〕

問 1

(1) (8 点)

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日（又は取引の対象となる期間）
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減税率が適用されるものである場合には、その資産の内容と軽減税率が適用される旨）
- ④ 税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（消費税等の額を含む）
- ⑤ 書類の交付を受けるその事業者の氏名又は名称（※ 1）
（※ 1） 小売業等、不特定多数の者に資産の譲渡等を行う事業である場合には、記載を要しない。

(2) (合計 9 点)

- ① 仕入れに係る消費税額の控除（3 点）
事業者が、国内において行った課税仕入れのうち国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下同じ。）に係るものについては、当分の間、仕入れに係る消費税額の控除の規定は、適用しない。ただし、その国外事業者のうち登録国外事業者に該当する者から受けた電気通信利用役務の提供については、この限りでない。
- ② 帳簿及び請求書等の記載事項
 - イ 帳簿（3 点）
 - (a) 課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号
 - (b) 課税仕入れを行った年月日
 - (c) 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
 - (d) 課税仕入れに係る支払対価の額
 - ロ 請求書等（3 点）
 - (a) 書類の作成者の氏名又は名称及び登録番号
 - (b) 課税資産の譲渡等を行った年月日
 - (c) 課税資産の譲渡等の内容
 - (d) 課税資産の譲渡等の対価の額
 - (e) 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
 - (f) 課税資産の譲渡等を行った者が消費税を納める義務がある旨

(3) (合計 8 点)

① 本人確認書類の保存 (4 点)

仕入れに係る消費税額の控除の規定は、事業者が課税仕入れ (課税仕入れに係る資産が金又は白金の地金である場合に限る。) の相手方の本人確認書類を保存しない場合には、その保存がない課税仕入れに係る消費税額については、適用しない。

ただし、災害その他やむを得ない事情により、その保存をすることができなかったことを証明した場合は、この限りでない。

② 仕入れに係る消費税額の控除が適用されない場合 (4 点)

仕入れに係る消費税額の控除の規定は、その課税仕入れの際に、その課税仕入れに係る資産が納付すべき消費税を納付しないで保税地域から引き取られた課税貨物に係るものである場合 (その課税仕入れを行なう事業者が、その消費税が納付されていないことを知っていた場合に限る。) には、その課税仕入れに係る消費税額については、適用しない。

問 2

(1) (合計 8 点)

① 適用関係 (4 点)

中古建物の譲渡は、課税資産の譲渡等に該当することから、その譲渡対価の額を課税標準額に計上する。なお、A が收受した固定資産税の未経過相当額は、建物の譲渡対価の一部を構成することから建物の譲渡対価とあわせ課税標準額に計上する。

② 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準 (4 点)

課税資産の譲渡等 (特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下同じ。) に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額とする。

対価の額とは、対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。

なお、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の額は、その物若しくは権利を取得し、又はその利益を享受する時における価額とする。

(2) (合計 9 点)

① 適用税率 (2 点)

イ 税抜対価の額 $10,000 \text{ 円} \leq 10,000 \text{ 円}$

ロ 紅茶の価額 $\frac{5,480 \text{ 円}}{5,480 \text{ 円} + 2,480 \text{ 円}} = 0.6884 \cdots \geq \frac{2}{3}$

∴ 適用税率 6.24%

② 一体資産 (3 点)

一体資産とは、食品と食品以外の資産が一の資産を形成し、又は構成しているもの (あらかじめ一の資産を形成し、又は構成しているものであって、その一の資産に係る価格のみが提示されているものに限る。) をいう。

③ 一体資産に対する軽減税率の適用 (4 点)

一体資産の譲渡の税抜対価の額が 1 万円以下であり、かつ、その一体資産の価額のうちにその一

体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上のものについては、軽減税率を適用する。

(3) (合計8点)

① 簡易課税制度 (2点)

事業者(免税事業者を除く。)が、その納税地の所轄税務署長にその基準期間における課税売上高が5,000万円以下である課税期間について簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、その届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、原則にかかわらず、次の方法により計算した金額の合計額とする。

この場合において、その金額の合計額は、その課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

② 計算方法 (2点)

その課税期間の課税資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するもの及び輸出免税取引等を除く。)に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額からその課税期間における売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額にみなし仕入率を乗じて計算した金額

③ みなし仕入率 (4点)

イ 食用とされる米の譲渡に係る部分 80% (適用税率 6.24%)

ロ 飼料用とされる米の譲渡に係る部分 70% (適用税率 7.8%)

〔第一問〕

問1 ◎2点×20箇所=40点

I 課税標準額に対する消費税額の計算

〔課税標準額〕

計 算 過 程		(単位：円)
売上高 (584,000,000 - 92,047,000 - 35,820,000 - 5,112,000 + 47,621,000) + 機械売却 400,000 = 499,042,000 $499,042,000 \times \frac{100}{110} = 453,674,545 \rightarrow 453,674,000$ (千円未満切捨)		
金額	円 453,674,000	

〔課税標準額に対する消費税額〕

計 算 過 程	(単位：円)	金額	円
$453,674,000 \times 7.8\% = 35,386,572$		金額	◎ 35,386,572

II 仕入れに係る消費税額の計算等

〔課税売上割合〕

計 算 過 程		(単位：円)	
(1) 課税売上高			
① 国内売上 453,674,545 + 輸出売上 (92,047,000 + 5,112,000) ◎ = 550,833,545 ② $(180,000 - 180,000 \times \frac{7.8}{110} \times \frac{100}{78}) + 331,000 = 494,638$ ③ ① - ② = 550,338,907			
(2) 自己使用資産の輸出売上高			
4,530,000 + 5,650,000 = 10,180,000 ◎			
(3) 非課税売上高			
売上高 (11,329,000 + 24,170,000) ◎ + 受取利息 43,510 = 35,542,510			
(4) 課税売上割合			
$\frac{(1)+(2)}{(1)+(2)+(3)} = \frac{560,518,907}{596,061,417} = 0.9403\cdots < 95\%$		割	◎ 560,518,907 円
∴ 按分計算が必要		合	596,061,417 円

[控除対象仕入税額]

計 算 過 程	(単位：円)
(1) 区分経理及び税額	
① 課税資産の譲渡等により要するもの	
イ 課税仕入れ	
輸入諸掛 272,800◎ + 広告宣伝 540,000 + 機械 (4,850,000 + 5,400,000)	
+ 材料仕入 (278,772,000 + 15,505,000 + 3,000,000◎) + 外注加工 51,000,000	
+ 指導料 804,600◎ = 360,144,400	
$360,144,400 \times \frac{7.8}{110} = 25,537,512$	
ロ 課税貨物 1,372,800	
ハ 仕入返還等	
$1,417,000 \times \frac{7.8}{110} = 100,478$	
② その他の資産の譲渡等により要するもの	
売却手数料 161,700◎ + 材料仕入 (5,230,000 + 3,200,000) ◎ = 8,591,700	
$8,591,700 \times \frac{7.8}{110} = 609,229$	
③ 共通して要するもの	
イ 標準税率	
福利厚生 (1,260,000 + 1,430,000 - 4,800) ◎ + 広告宣伝 (970,000 + 2,100,000)	
+ 旅費交通 (251,000 + 38,000) ◎ + その他 (13,600,000 - 97,200) + 通勤手当 416,000◎	
+ 経費 (11,258,000 - 54,000) = 31,167,000	
$31,167,000 \times \frac{7.8}{110} = 2,210,023$	
ロ 軽減税率	
新聞図書 54,432 + その他 97,200 + 経費 54,000 = 205,632	
$205,632 \times \frac{6.24}{108} = 11,880 \text{ ◎}$	
ハ 合計	
イ + ロ = 2,221,903	
④ 合計	
イ 課税仕入れ	
(a) 標準税率	

〔控除対象仕入税額〕（続き）

計 算 過 程	（単位：円）
$360,144,400 + 8,591,700 + 31,167,000 = 399,903,100$ $399,903,100 \times \frac{7.8}{110} = 28,356,765$	
(b) 軽減税率 11,880	
(c) 合計	
(a) + (b) = 28,368,645	
ロ 課税貨物 1,372,800	
ハ 仕入返還等 100,478	
(2) 個別対応方式	
$(25,537,512 + 1,372,800 - 100,478) + 2,221,903 \times \frac{560,518,907}{596,061,417} = 28,899,247$	
(3) 一括比例配分方式	
$(28,368,645 + 1,372,800) \times \frac{560,518,907}{596,061,417} - 100,478 \times \frac{560,518,907}{596,061,417} = 27,873,508$	
(4) 有利判定	
(2) > (3) ∴ 28,899,247	
(5) 調整対象固定資産を転用した場合の控除税額の調整	
① 調整対象固定資産の判定	
切削工具 $1,640,000 \times \frac{100}{108} = 1,518,518 \geq 1,000,000$ ∴ 該当	
② 調整割合	
課税業務用から共通業務用への転用	
∴ 調整計算不要 ◎	
金額	円 ◎ 28,899,247

〔売上げに係る対価の返還等に係る消費税額〕

計 算 過 程	（単位：円）	金額	円
$180,000 \times \frac{7.8}{110} = 12,763$		金額	円 ◎ 12,763

〔貸倒れに係る消費税額〕

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	円
$344,000 \times \frac{6.3}{108} + 235,000 \times \frac{7.8}{110} = 36,729$		

Ⅲ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

〔差引税額又は控除不足還付税額〕

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	円
$35,386,572 - (28,899,247 + 12,763 + 36,729) = 6,437,833 \rightarrow 6,437,800 \text{ (百円未満切捨)}$		

Ⅳ 中間納付税額の計算

〔中間納付税額〕

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	円
<p>(1) 1 月中間申告</p> $\frac{5,898,000}{12} = 491,500 \leq 4,000,000 \quad \therefore \text{適用なし}$ <p>(2) 3 月中間申告</p> $\frac{5,898,000}{12} \times 3 = 1,474,500 > 1,000,000 \quad \therefore \text{適用あり}$ <p>(3) 中間納付税額の合計額</p> $1,474,500 \text{ (百円未満切捨)} \times 3 = 4,423,500$		

Ⅴ 納付税額又は中間納付税額還付税額の計算

〔納付税額又は中間納付還付税額〕

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	円
$6,437,800 - 4,423,500 = 2,014,300$		

問2 ★ 1点×10箇所=10点

I 納税義務の有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)
<p>(1) 基準期間における課税売上高</p> $2,431,200 - 120 = 2,431,080$ $\frac{2,431,080}{3} \times 12 = 9,724,320 \leq 10,000,000 \quad \star$	
<p>(2) 特定期間における課税売上高</p> <p>① 課税売上高</p> $(8,247,815 - 160) + (1,781,530 - 200) \times \frac{100}{108} = 9,897,034$ <p>② 給与等の金額 $10,100,000 \quad \star$</p> <p>③ 有利判定</p> <p>① < ② $\therefore 9,897,034$</p> $9,897,034 \leq 10,000,000 \quad \star$	
<p>(3) 合併があった場合の納税義務の免除の特例</p> <p>① X社</p> $9,724,320$ <p>② Y社</p> $(49,110,000 - 1,110) \times \frac{100}{108} + (8,460,000 - 100) \times \frac{100}{108} = 53,304,434$ <p>③ 合計</p> $\text{①} + \frac{\text{②}}{12+2} \times 12 = 55,413,828$ $55,413,828 > 10,000,000 \quad \therefore \text{納税義務あり} \quad \star$	

II 簡易課税制度適用有無の判定

計 算 過 程	(単位：円)
<p>消費税簡易課税制度選択届出書提出</p> <p>基準期間における課税売上高 $9,724,320 \leq 50,000,000$</p> <p>$\therefore$ 適用あり</p>	<p>} (判定★)</p>

Ⅲ 事業区分ごとの金額

計 算 過 程		(単位：円)	
第一種事業	1,827,000	金額	円 ★ 1,827,000
第二種事業	$5,157,600 + 2,173,000 + 3,560,000 = 10,890,600$	金額	円 ★ 10,890,600
第三種事業	42,418,000	金額	円 ★ 42,418,000
第四種事業	$26,585,000 + 1,000,000 + 630,000 + 850,000 = 29,065,000$	金額	円 ★ 29,065,000
第五種事業	2,363,400	金額	円 ★ 2,363,400
第六種事業		金額	円

【講評】

〔第一問 問1〕

仕入れに係る消費税額の控除について問われた問題でした。

課税資産の譲渡等に係る請求書等の記載事項と仕入れに係る消費税額の控除不適用の問題は解答できたと思います。しかし、消費者向け電気通信利用役務の提供についての仕入れに係る消費税額の控除の適用は解答することは難しいです。ただし、計算問題で行っている内容を思い出していただければ取引先である国外事業者が登録国外事業であれば仕入れに係る消費税額の控除の適用あり、そうでない場合は適用できないことは解答できたと思います。

以上より第一問問1では、16点～20点の得点が合否ラインになると思われます。

〔第一問 問2〕

事例問題が3題出題されました。

(1)については、課税標準額の計算に関する問題でしたが普段計算問題で行っていることをそのまま文章にしていれば解答できたと思います。

(2)については、一体資産について適用される税率を問う問題が出題され平成28年改正消令附則第2条に従って解答する問題でしたが、理論問題としては難易度の高い問題でした。

(3)については令和元年の軽減税率導入に伴って軽減税率の対象となる飲食料品を生産する農林水産業について、その軽減税率の対象となる飲食料品の譲渡に係る部分について行われた改正事項が出題され、この問題も(2)と同じく理論問題としては難易度の高い問題となっていました。

以上より第一問問2では、10点～12点の得点が合否ラインになると思われます。

〔第二問 問1〕

仕入れに係る消費税額の控除を原則的計算で行う総合計算問題でした。

売上げ取引の区分、課税仕入れの3区分がポイントになると思われます。また、自己使用資産の国外移送が出題されていたので、特に課税仕入れの3区分がポイントになると思われます。

なお、調整対象固定資産を転用した場合の控除税額の調整計算は加点できる箇所となります。

以上より第二問問1では、26点～30点の得点が合否ラインになると思われます。

〔第二問 問2〕

簡易課税制度の個別問題でした。

納税義務の有無の判定は、平成23年度の税理士試験に類題が出題されていたので解答できたと思います。次に、簡易課税制度適用有無の判定は、合併法人単独の基準期間における課税売上高で判定することとなりますが、この判定も解答できた問題と思います。最後に簡易課税制度における業種区分については、第三種事業と第四種事業の区分にひっかけ的な問題が入っていましたが、他の業種については基本的な内容であったと思います。

以上より第二問問2では、6点～8点の得点が合否ラインになると思われます。

〔全体について〕

今回の試験問題は、例年に比べ第二問の難易度が高くなかったことから第二問で得点を積み上げ、その上に第一問の部分点を加点して合格ラインまでもって行く問題と思われれます。したがって、第二問の精度が合否を分けることになると思われれます。

ボーダーラインについては、58点～70点と予想されます。

第71回税理士試験対策 WEB 講座のご案内

第70回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験が終わると、多くの方は来年度、第71回税理士試験受験に向けた準備を始められることと思います。

ネットスクールでは、8月後半より2021年度(第71回)税理士試験に向けた科目選びや講座選びに役立つイベントをYouTubeで無料配信します。来年度の税理士試験に向け、ぜひご覧下さい。

第71回税理士試験対策 WEB 講座無料イベントスケジュール

※都合により予告なく変更となる場合がございます。ご了承ください。

【無料説明会】

各科目の概要やWEB講座の特長・学習スタイルなどを生配信でお伝えします(国税徴収法は録画配信のみとなります)。リアルタイムでご覧の場合、YouTubeのチャット機能を通じた先生への相談も可能です。

科目	配信日程
簿記論・財務諸表論	8月24日(月)20:00~
消費税法	8月26日(水)20:00~
法人税法	8月25日(火)20:00~
相続税法	8月28日(金)20:00~
国税徴収法	8月28日(金)公開予定

【無料オリエンテーション】

開講に先立ち、科目別の効率的な学習方法や心構えをお伝えします。WEB講座の受講の参考にして頂くよう、受講生に向けたオリエンテーションの様子を収録し、YouTubeにて公開いたします。

科目	配信日程
簿記論・財務諸表論	9月1日(火)公開予定
消費税法	9月3日(木)公開予定
法人税法	9月4日(金)公開予定
相続税法	9月7日(月)公開予定
国税徴収法	9月4日(金)公開予定

【無料体験講義】

各科目の初回OUTPUT講義の様子も、YouTubeで公開します。ぜひ、実際の講義を体験してみてください。

科目	配信日程
簿記論	9月8日(火)公開予定
財務諸表論	9月11日(金)公開予定
消費税法	9月11日(金)公開予定
法人税法	9月11日(金)公開予定
相続税法	9月11日(金)公開予定
国税徴収法	9月23日(水)公開予定



★オンラインでどこでも学習OK

インターネットに繋がる環境があれば、自宅にいな

★後からでも、何度でも受講OK

講義はすべて録画しているの

★スマホ・タブレットにダウンロードOK

モバイル端末に講義をダウンロードすれば、通信料を気にせず、外出先でも学習できます。

資料請求は
こちら



イベントやWEB講座の詳細、受講のお申込はネットスクールホームページをご覧ください。

<https://www.net-school.co.jp/> または『ネットスクール』で検索!